

静岡県国民保護計画新旧対照表（平成 30 年 9 月）

修正箇所	新			旧		
第1章 総論 第1節 県の債務、計画の位置づけ、構成等 解説① 国民保護とは P 4	（武力攻撃事態と緊急対処事態の比較）			（武力攻撃事態と緊急対処事態の比較）		
	措置を実施する根拠となる国の方針	武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針（対処基本方針） <u>〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 第9条第1項〕</u>	緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針） <u>〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 第22条第1項〕</u>	措置を実施する根拠となる国の方針	武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針（対処基本方針） 〔 <u>事態対処法</u> 第9条第1項〕	緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針） 〔 <u>事態対処法</u> 第25条第1項〕
	県本部名	（略）	（略）	県本部名	（略）	（略）
	実施される措置	（略）	（略）	実施される措置	（略）	（略）
	措置の内容（共通）	（略）		措置の内容（共通）	（略）	

<p>第1章 総論 第3節 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 関係機関の事務又は業務の大綱 P 8</p>	<p>(4) 指定公共機関 （「<u>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条</u>」及び「<u>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第7号</u>」に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。）</p>	<p>(4) 指定公共機関 （「<u>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条</u>」及び「<u>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第6号</u>」に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。）</p>				
<p>第1章 総論 第5節 県国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態 P 17</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="383 660 651 1273"> <p>(1)核兵器等</p> </td> <td data-bbox="651 660 1216 1273"> <p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1)核兵器等</p>	<p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1283 660 1552 1273"> <p>(1)核兵器等</p> </td> <td data-bbox="1552 660 2116 1273"> <p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1)核兵器等</p>	<p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>
<p>(1)核兵器等</p>	<p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>					
<p>(1)核兵器等</p>	<p>核反応を利用した兵器。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾、また核弾頭を装着したミサイルなど。</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• (略)</li> <li>• 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>					

<p>第2章 平素からの 備えや予防 第1節 組織・体制の 整備等 第5 研修及び訓練 2 訓練 P30</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="380 229 651 839"> (3) 県における訓練に当たっての留意事項 </td> <td data-bbox="651 229 1218 839"> ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) <u>カ 訓練実施時は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u> </td> </tr> </table>	(3) 県における訓練に当たっての留意事項	ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) <u>カ 訓練実施時は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>
(3) 県における訓練に当たっての留意事項	ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) <u>カ 訓練実施時は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1281 229 1552 839"> (3) 県における訓練に当たっての留意事項 </td> <td data-bbox="1552 229 2136 839"> ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) <u>(新設)</u> </td> </tr> </table>	(3) 県における訓練に当たっての留意事項	ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) <u>(新設)</u>	
(3) 県における訓練に当たっての留意事項	ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) <u>(新設)</u>		

第2章 平素からの  
備えや予防  
第2節 避難及び救  
援に関する  
平素からの  
備え  
5 避難施設の指定  
P33

(2) 避難施設の  
指定に当た  
る際の留意  
事項

ア (略)  
イ 爆風等からの直接の被害を軽減す  
るための一時的な避難場所としてコ  
ンクリート造り等の堅ろうな建築物  
や地下街等の地下施設を指定するよ  
う配慮する。

ウ 事態において避難施設に住民を可  
能な限り受け入れることができるよ  
う、それぞれの施設の収容人数を把握  
し、一定の地域に避難施設が偏ること  
のないよう指定するとともに、できる  
だけ多くの施設の確保に努めるよう  
配慮する。

エ (略)  
オ (略)  
カ (略)

(2) 避難施設の  
指定に当た  
る際の留意  
事項

ア (略)  
イ 爆風等からの直接の被害を軽減す  
るための一時的な避難場所としてコ  
ンクリート造り等の堅ろうな建築物  
を指定するよう配慮する。

また、都市部においては、準地下街  
等を必要に応じて指定する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ること  
のないよう指定するとともに、できる  
だけ多くの施設の確保に努めるよう  
配慮する。

エ (略)  
オ (略)  
カ (略)

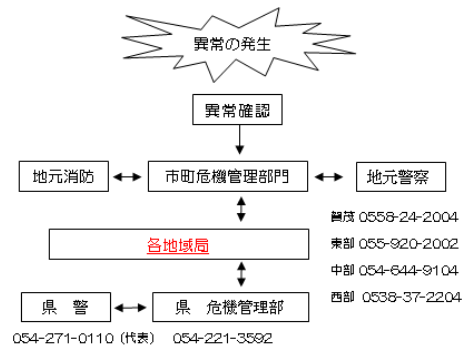
第3章 武力攻撃事態等への対処  
 第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置  
 1 事前配備体制の確立及び初動措置

P40

(1)事前配備体制

ア 知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別紙1のとおり事前配備体制をとる。

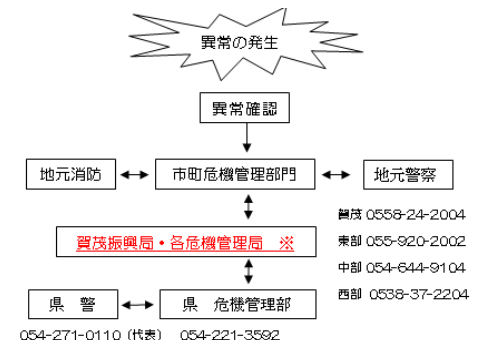
知事が上記事案の発生又は発生のおそれを把握するルートは次のとおりとする。



(1)事前配備体制

ア 知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別紙1のとおり事前配備体制をとる。

知事が上記事案の発生又は発生のおそれを把握するルートは次のとおりとする。



※ 賀茂振興局・各危機管理局（以下「各危機管理局等」という。）

第3章 武力攻撃事態等への対処  
 第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置  
 1 事前配備体制の確立及び初動措置  
 P41

別紙1 事前配備体制

区分	配備基準	配備体制
【緊急事態情報収室】 (略)	1 (略) 2 (略)	(設置目的) (略) (想定業務) (略) (要員配備の規模) (略)
【緊急事態連絡室】 (略)	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(設置目的) (略) (想定業務) (略) (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。  「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ② <b>広聴広報課</b> 指名職員 ③ 該当する <b>各地域局</b> 指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 (略)

別紙1 事前配備体制

区分	配備基準	配備体制
【緊急事態情報収室】 (略)	1 (略) 2 (略)	(設置目的) (略) (想定業務) (略) (要員配備の規模) (略)
【緊急事態連絡室】 (略)	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(設置目的) (略) (想定業務) (略) (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。  「必ず設置する班及び要員」 【統括班】(班長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ② <b>広報課</b> 指名職員 ③ 該当する <b>各危機管理局等</b> 指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 (略)

<p>第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事前配備体制の確立及び初動措置</p> <p>P42</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="389 234 562 1023"> <p>【緊急事態対策室】</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="562 234 734 1023"> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> </td> <td data-bbox="734 234 1205 1023"> <p>(設置目的)</p> <p>(略)</p> <p>(想定業務)</p> <p>(略)</p> <p>(要員配備の規模)</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】(班長 危機政策課長)</p> <p>①危機管理部職員全員 ② <u>広聴広報課</u> 指名職員 ③ 該当する <u>各地域局</u> 職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>【緊急事態対策室】</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置目的)</p> <p>(略)</p> <p>(想定業務)</p> <p>(略)</p> <p>(要員配備の規模)</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】(班長 危機政策課長)</p> <p>①危機管理部職員全員 ② <u>広聴広報課</u> 指名職員 ③ 該当する <u>各地域局</u> 職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>(略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1296 234 1469 1023"> <p>【緊急事態対策室】</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="1469 234 1641 1023"> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> </td> <td data-bbox="1641 234 2112 1023"> <p>(設置目的)</p> <p>(略)</p> <p>(想定業務)</p> <p>(略)</p> <p>(要員配備の規模)</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】(班長 危機政策課長)</p> <p>①危機管理部職員全員 ② <u>広報課</u> 指名職員 ③ 該当する <u>各危機管理局等</u> 職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>【緊急事態対策室】</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置目的)</p> <p>(略)</p> <p>(想定業務)</p> <p>(略)</p> <p>(要員配備の規模)</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】(班長 危機政策課長)</p> <p>①危機管理部職員全員 ② <u>広報課</u> 指名職員 ③ 該当する <u>各危機管理局等</u> 職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>(略)</p>
<p>【緊急事態対策室】</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置目的)</p> <p>(略)</p> <p>(想定業務)</p> <p>(略)</p> <p>(要員配備の規模)</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】(班長 危機政策課長)</p> <p>①危機管理部職員全員 ② <u>広聴広報課</u> 指名職員 ③ 該当する <u>各地域局</u> 職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>(略)</p>						
<p>【緊急事態対策室】</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置目的)</p> <p>(略)</p> <p>(想定業務)</p> <p>(略)</p> <p>(要員配備の規模)</p> <p>事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。</p> <p>「必ず設置する班及び要員」</p> <p>【統括班】(班長 危機政策課長)</p> <p>①危機管理部職員全員 ② <u>広報課</u> 指名職員 ③ 該当する <u>各危機管理局等</u> 職員全員</p> <p>「必要に応じて設置する班及び要員」</p> <p>(略)</p>						

第3章 武力攻撃事態等への対処

第2節 県対策本部の設置等

別図1 県対策本部の組織図

P50

別図1 県対策本部の組織図



別図1 県対策本部の組織図





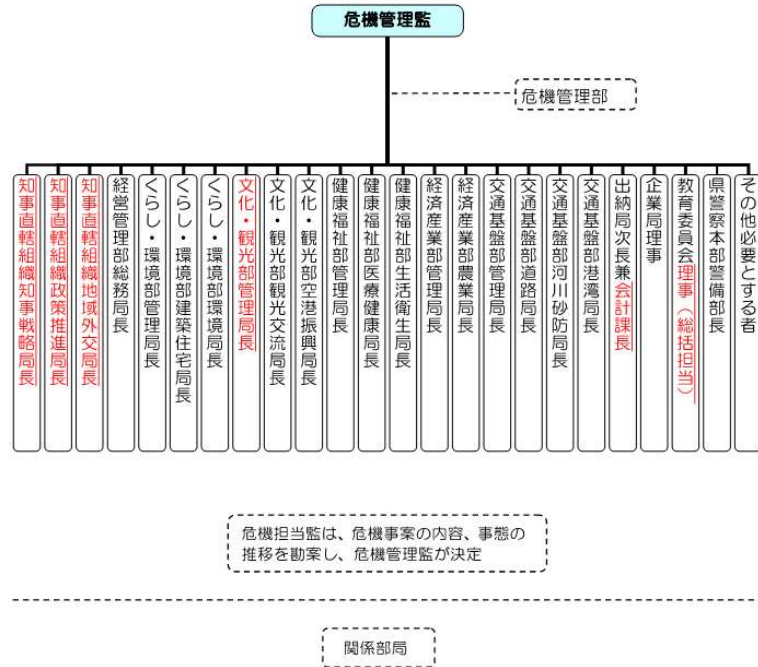
第3章 武力攻撃事態等への対処

第2節 県対策本部の設置等

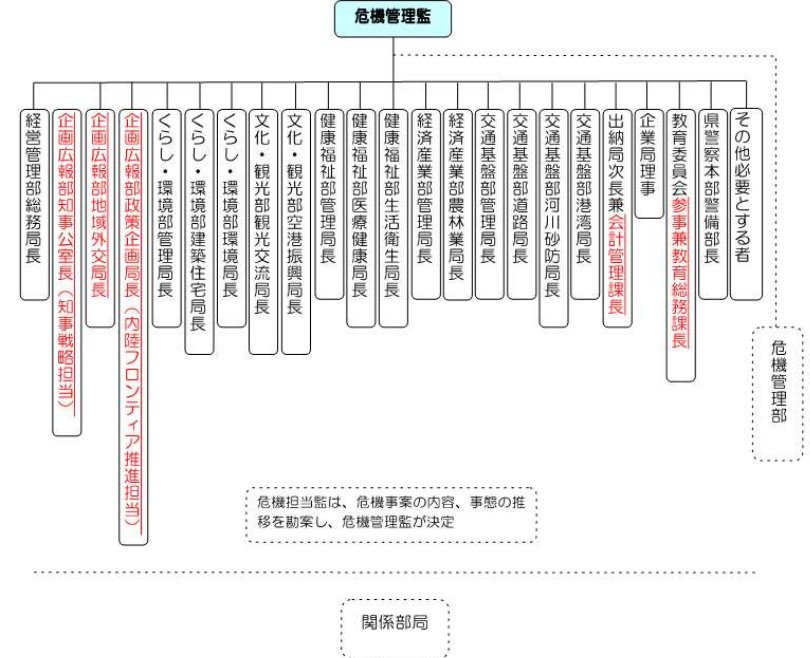
別図2 対策会議の組織

P51

別図2 対策会議の組織



別図2 対策会議の組織



<p>第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4節 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難の指示等</p> <p>2 避難の指示</p> <p>P62</p>	<p>(1) 住民に対する避難の指示</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>(ア) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、避難措置の指示に基づき住民を屋内に避難させる。</li> </ul> <p>その場合、できるだけ、<u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。</u></p> <p><u>・知事は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p>(1) 住民に対する避難の指示</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>(ア) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、避難措置の指示に基づき住民を屋内に避難させる。</li> </ul> <p>その場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、準地下街等の地下施設に避難させる。</p> <p><u>・（新設）</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>カ (略)</p>
---	--	--

<p>第3章 武力攻撃事態等への対処 第5節 救援 3 救援の内容 P70</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 229 663 560"> <p>(1) 救援の基準</p> </td> <td data-bbox="674 229 1261 560"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1) 救援の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</li> <li>(略)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 229 1574 560"> <p>(1) 救難の基準</p> </td> <td data-bbox="1585 229 2132 560"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1) 救難の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</li> <li>(略)</li> </ul>
<p>(1) 救援の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</li> <li>(略)</li> </ul>					
<p>(1) 救難の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下、「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</li> <li>(略)</li> </ul>					
<p>第3章 武力攻撃事態等への対処 第5節 救援 4 NBC攻撃等の場合において医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 P72</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 624 663 807"> <p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> </td> <td data-bbox="674 624 1261 807"> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による<b>被ばく医療活動</b>を実施する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による<b>被ばく医療活動</b>を実施する。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 624 1574 807"> <p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> </td> <td data-bbox="1585 624 2132 807"> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による<b>緊急被ばく医療活動</b>を実施する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による<b>緊急被ばく医療活動</b>を実施する。</li> </ul>
<p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による<b>被ばく医療活動</b>を実施する。</li> </ul>					
<p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者からなる救護班による<b>緊急被ばく医療活動</b>を実施する。</li> </ul>					

<p>第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第6節 安否情報の収集・提供</p> <p>5 市町による安否情報の収集及び提供の基準</p> <p>P75</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 233 651 608"> <p>(2) 市町による安否情報の収集の方法</p> </td> <td data-bbox="663 233 1256 608"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳等</u>市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(2) 市町による安否情報の収集の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳等</u>市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1290 233 1547 608"> <p>(2) 市町による安否情報の収集の方法</p> </td> <td data-bbox="1559 233 2132 608"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u>市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(2) 市町による安否情報の収集の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u>市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>								
<p>(2) 市町による安否情報の収集の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳等</u>市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>													
<p>(2) 市町による安否情報の収集の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際等に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u>市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。</li> <li>(略)</li> </ul>													
<p>第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第7節 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>P79</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 687 651 1015"> <p>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置の実施</p> </td> <td data-bbox="663 687 1256 1015"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1023 651 1062"> <p>(2) (略)</p> </td> <td data-bbox="663 1023 1256 1062"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 1070 651 1254"> <p>(3) モニタリングの実施</p> </td> <td data-bbox="663 1070 1256 1254"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県はモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。</li> </ul>	<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(3) モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県はモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1290 687 1547 1015"> <p>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に準じた措置の実施</p> </td> <td data-bbox="1559 687 2132 1015"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1290 1023 1547 1062"> <p>(2) (略)</p> </td> <td data-bbox="1559 1023 2132 1062"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1290 1070 1547 1254"> <p>(3) モニタリングの実施</p> </td> <td data-bbox="1559 1070 2132 1254"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県はモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の定め例により行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に準じた措置の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。</li> </ul>	<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(3) モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県はモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の定め例により行うものとする。</li> </ul>
<p>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。</li> </ul>													
<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>													
<p>(3) モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県はモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</li> </ul>													
<p>(1) 県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に準じた措置の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に準じた措置を講ずるとともに、武力攻撃原子力災害の特殊性をかんがみ、状況に応じて対処を行うものとする。</li> </ul>													
<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>													
<p>(3) モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県はモニタリングの実施については、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の定め例により行うものとする。</li> </ul>													

<p>第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第7節 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>P81</p>	<p>(7) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>・県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行う。</p>	<p>(7) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>・県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の定め例により行う。</p>
	<p>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>・知事及び原子力事業者は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</p>	<p>(8) スクリーニング及び除染の実施</p> <p>・知事及び原子力事業者は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の定め例により行うものとする。</p>
	<p>(9) 飲食物の摂取制限等</p> <p>・知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。</p>	<p>(9) 飲食物の摂取制限等</p> <p>・知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の定め例により行うものとする。</p>
<p>第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第9節 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>P88</p>	<p>(1) 廃棄物処理対策</p> <p>県は、県地域防災計画（地震対策編）に準じて、以下の措置を講ずる。</p> <p>この場合、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考とする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p>	<p>(1) 廃棄物処理対策</p> <p>県は、県地域防災計画（地震対策の巻）に準じて、以下の措置を講ずる。</p> <p>この場合、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考とする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p>

用語集 用語集 4	行	用語	説明	行	用語	説明
	さ行	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、 <u>防衛省</u> 、総務省及び消防庁などをいう。	さ行	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、 <u>防衛施設庁</u> 、総務省及び消防庁などをいう。
用語集 用語集 6	行	用語	説明	行	用語	説明
	た行	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針という。）が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置する <u>事態対策本部</u> をいう。	た行	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針という。）が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置する <u>武力攻撃事態等対策本部</u> をいう。
		対策本部長	<u>事態対策本部</u> 又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。		対策本部長	<u>武力攻撃事態等対策本部</u> 又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。